

## 随意契約理由書

1 業 務 名	(仮称)新泉大津パーキング実施設計業務
2 業 者 名	堀田設計・Uo.A設計共同体
<p>3 随意契約理由</p> <p>本業務については、簡易公募型プロポーザル方式による業務発注をすべく、技術提案書の提出を招請し、建設コンサルタント選定委員会において参加資格判定及び技術提案書評価を実施した結果、堀田設計・Uo.A設計共同体から提出された技術提案書を特定した。</p> <p>したがって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当するため、堀田設計・Uo.A設計共同体と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	